

## 4-1 各種届出等の運用基準

法第17条の3の2に規定する消防用設備等の設置に係る届出（以下「設置届」という。）、法第17条の14に規定する消防用設備等の工事着手に係る届出（以下「着工届」という。）、規則第31条の3に規定する「検査済証」、条例第43条に規定する防火対象物の使用開始の届出（以下「使用開始届」という。）及び同意事務処理要綱第14条に規定する消防用設備等（特殊消防用設備等）の工事計画書の提出（以下「工事計画書」という。）の処理については、次のとおりとする。

## 1 届出日又は交付日

区 分	届 出 日 等
工事計画書	確認申請を行う際にあらかじめ提出（申請日まで）
着工届	消防用設備等の工事に着手しようとする日の10日前まで
設置届	消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内
検査済証	消防用設備等の設置検査結果が適正であったことを確認後、速やかに交付（7日以内）
使用開始届	防火対象物の使用開始日の7日前まで届出

## 2 届出又は交付の単位

届出又は交付の単位は、設備ごと、棟ごとを原則とする。（図1参照）

ただし、次の場合は一括処理して差し支えないものとする。

- (1) 届出が、同時期に同一棟内の複数設備に対し行われる場合（図2参照）
- (2) 届出が、同時期に同一敷地内の複数棟に付し行われる場合（図3参照）
- (3) 検査済証を、同時期に同一棟内の複数設備に対し交付する場合（図2参照）

※ 単 位：届出又は検査済証を作成する数量

※ 一括処理：1の届出書又は検査済証に複数の設備又は棟を記載すること。

図1

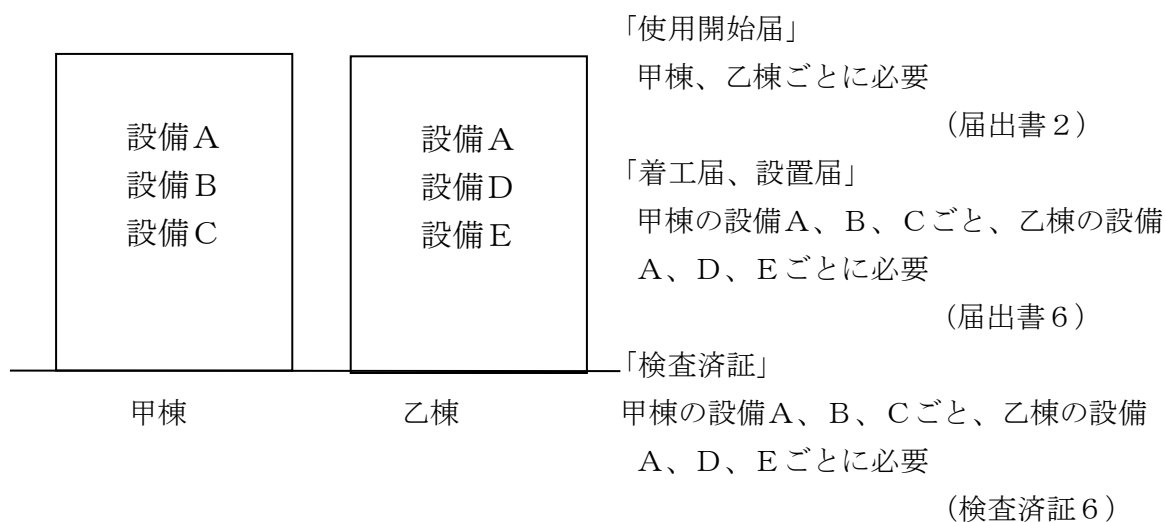


図2

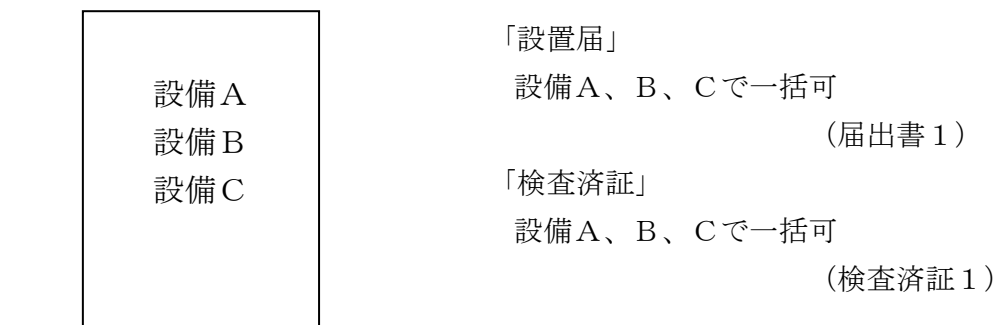
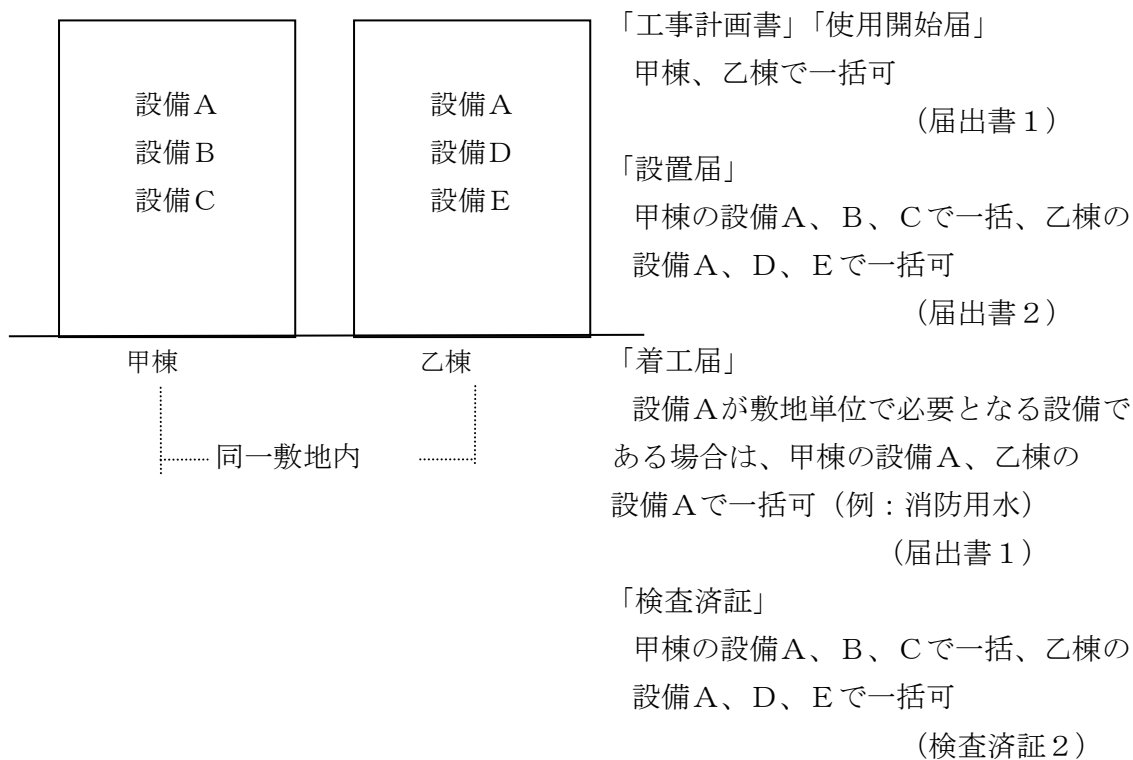


図3



## 3 添付図書の内容

添付図書 届出区分	内 容
工 事 計 画 書	防火に関する図書 敷地図（求積図） 建築物の配置図（求積図） 消防開口計算書 室内仕上げ表 各階平面図 消防用設備等の関係図面 その他必要な図面 （付近見取図、立面図、断面図、建具表、建具指示図等） ※消防用設備等に関する図書についても確認申請書に添付すること。
着 工 届	消防用設備等の設計に関する図書 （詳細は別記参照）
設 置 届	消防用設備等に関する図書 （着工届と同じであれば省略しても差し支えない。） 消防用設備等試験結果報告書 ※軽微な届出に該当する場合は写真（改修前・後）
使 用 開 始 届	防火に関する図書 敷地図（求積図） 建築物の配置図（求積図） 消防開口計算書 室内仕上げ表 各階平面図 消防用設備等の関係図面 その他必要な図面 （付近見取図、立面図、断面図、建具表、建具指示図等）

## 4 審査要領及び留意事項等

	審査要領及び留意事項等
工事計画書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 防火に関する規定に適合すること。</li> <li>2 工事計画書の図書・内容が適正に記載されていること。</li> </ol>
着工届	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 着工届出された防火対象物について、工事計画書が提出されているか確認すること。 工事計画書が届出されているものについては、当該届出の消防用設備等に係る計画が着工届と相違ないか確認すること。</li> <li>2 着工届の内容が適正に記載されていること。</li> <li>3 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認</li> <li>4 添付書類に係る審査を行い、消防関係法令に適合するよう必要に応じて指摘を行うこと。</li> </ol>
設置届	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置届出された消防用設備等について、着工届又は工事計画届が提出されているか確認すること。</li> <li>2 設置届の内容が適正に記載されていること。</li> <li>3 消防用設備等試験結果報告書の内容が適正であること。 軽微な工事に該当する場合は、改修前・後の写真が添付されていること。 目視で確認できないものは、写真等の資料を提出するなどして確認すること。</li> <li>4 消防用設備等に対する消防設備士の資格の適否の確認を行うこと。</li> <li>5 消防検査の対象となる防火対象物は、消防検査を実施すること。</li> </ol>
検査済証	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防検査の結果、消防関係法令に適合するものであると認められるときは、規則第31条の3第4項に定める検査済証を作成するものとする（軽微な工事は現場確認を省略できる。）。</li> <li>2 検査済証の内容が適正に記載されていること。</li> </ol>
使用開始届	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用開始届出された防火対象物について、防火対象物内の消防用設備等に対し着工届又は設置届若しくは消防検査が行われているか確認すること。（消防検査と同日に使用開始を実施する場合は除く。）</li> <li>2 使用開始届の内容が適正に記載されていること。</li> <li>3 建築確認申請を要するものについては、消防同意等審査復命及び処理伺書の写しを参照すること。</li> <li>4 添付図書に係る審査については、防火対象物の位置、構造、設備又は管理等が、関係法令に適合しているか必要に応じて現地調査を実施すること。</li> </ol>

別 記

消防用設備等の着工届に係る添付図書及び留意事項

1 添付図書

(1) 消火設備

ア 付近見取図

防火対象物又は製造所等の所在地付近の略図

ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

ウ 消火設備の概要表

エ 平面図

消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの

オ 断面図

消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの

カ 配管系統図

消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの

キ 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続関係を明記したもの

ク 計算書

次に掲げる事項を明記したもの

なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。

(ア) 所要の水量又は消火薬剂量等の算出方法

(イ) 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

(ウ) 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

(エ) 電動機等の所要容量の算出方法

(オ) 非常電源の容量の算出方法

ケ 使用機器図

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品を除く。)

及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの

(2) 警報設備

ア 付近見取図

(1)・アに準ずる。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

ウ 警報設備の概要表

エ 平面図

警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及び警

報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの

オ 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの

カ 配線図

電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの

キ 使用機器図

承認図等で警報設備に使用する機器が確認できるもの

(3) 避難設備

ア 付近見取図

(1)・アに準ずるほか、避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

ウ 避難設備の概要表

エ 平面図

避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したものの

オ 立面図

避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの

カ 避難器具の設計図等

避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの

キ 計算書

避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの

ク 使用機器図

承認図等で避難設備に使用する機器が確認できるもの

(4) 総合操作盤

ア 付近見取図

(1)・アに準ずる。

イ 防火対象物又は製造所等の概要表

ウ 総合操作盤の概要表

エ 平面図

総合操作盤の設置に係る階の区画、CRT画面に表示される内容等を明記したもの

オ 使用機器図

承認図等で総合操作盤に使用する機器が確認できるもの

(5) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

ア パッケージ型消火設備

(ア) 付近見取図

(1)アに準ずる。

(イ) 防火対象物又は製造所等の概要表

(ウ) パッケージ型消火設備の概要表

(エ) 平面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記したもの

(オ) 断面図

パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの

(カ) 配線系統図及び展開図

配線の種類等及び電源系統の接続関係を明記したもの

(キ) 使用機器図

ノズル、弁等を使用されている機器の詳細を明記したもの

イ パッケージ型自動消火設備

(ア) 付近見取図

(1)アに準ずる。

(イ) 防火対象物又は製造所等の概要表

(ウ) パッケージ型自動消火設備の概要表

(エ) 平面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置、放出導管、同時放射区域の状況等を明記したもの

(オ) 断面図

パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面図を明記したもの。

(カ) 放出導管系統図

パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経路、口径等を系統的に明記したもの

(キ) 配線系統図

(1)カに準ずる。

(ク) 使用機器図

感知部、放出口等を使用されている機器及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの

## 2 審査要領

### (1) 消火設備

ア 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備、スプリンクラー設備又は水噴霧消火設備

(ア) 消火栓設置間隔、ヘッド設置間隔及び取付位置が適正であること。

(イ) ポンプ、電動機等の容量が十分であること。

(ウ) 水源の容量が十分であること。

(エ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。

- (オ) 機器、配管、継手、ノズル、弁類、加圧送水装置等の設置場所（位置、区画、点検空間、非常照明等）が適正であること。
- (カ) 計算書の内容が適正であること。
- (キ) その他関係法令に適合していること。

イ 泡消火設備

- (ア) ヘッド又は固定泡放出口の取付位置が適正であること。
- (イ) 機器、消火薬剤貯蔵タンク、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。
- (ウ) 機器、配管、継手、弁類、消火薬剤混合装置、起動装置、移動式泡消火設備のホース接続口の設置場所（位置）又は消火薬剤の貯蔵場所が適正であること。
- (エ) 専用水源の容量及び消火薬剤の貯蔵量が適正であること。
- (オ) 加圧送水（送液）装置、ポンプ、電動機等の容量及び設置場所が適正であること。
- (カ) 計算書の内容が適正であること。
- (キ) その他関係法令に適合していること。

ウ 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備

- (ア) 噴射ヘッドの取付位置が適正であること。
- (イ) 加圧ガス容器、消火薬剤貯蔵容器、配管、継手、弁類等の材質、大きさ等が適正であること。
- (ウ) 不活性ガス消火剤、ハロゲン化物消火剤、粉末消火剤の貯蔵量が適正であること。
- (エ) 機器、配管、継手、弁類、音響（声）警報装置、起動装置、ガス容器、加圧ガス容器、移動式のホース接続口等の設置場所（位置）が適正であること。
- (オ) 起動方式、安全対策、開口部閉鎖、排出措置等が適正であること。
- (カ) 計算書の内容が適正であること。
- (キ) その他関係法令に適合していること。

エ 消火設備等の自動火災感知装置（感知器を用いるもの）に係る添付図書及び審査要領は、自動火災報知設備の例によること。

(2) 警報設備

- ア 配線は、規定の電線を使用していること。
- イ 受信機は、常時人がいる防災センター等で、操作又は点検に支障とならない位置に設けてあること。
- ウ 自動火災報知設備の発信機、感知器等の種類及び設置場所（位置）が適正であること。
- エ ガス漏れ火災警報設備の警報装置、検知器等の設置場所（位置）が適正であること。
- オ 警戒区域の設定は適正であり、未警戒部分がないこと。
- カ 受信機（複合盤）への各種移報表示関係が適正であること。



キ その他、関係法令に適合していること。

(3) 避難設備

ア 避難器具の設置位置が適正であること。

イ 避難器具を取付ける開口部の構造が適正であること。

ウ 計算書の内容が適正であること。

エ その他、関係法令に適合していること。

3 留意事項等

(1) 消防用設備等の着工届出書に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。

(2) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書（工事計画書）が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に代えることとして差し支えないこと。

(3) 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、(1)、(2)の運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。

(4) 着工届出書に添付する防火対象物又は製造所等の概要表、及び各種消防用設備等の概要表は、一般財団法人日本消防設備安全センターのホームページ等の、法令様式等を活用し添付すること。